

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

| |
|---|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（4－7） |
| 根 拠 条 項：第9条の3の2第2項 |
| 処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定の解除 |
| 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 |
| <p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項（クロスボウ射撃指導員）・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2（クロスボウ射撃指導員の基準）</p> |
| <p>処 分 基 準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。</p> <p>なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1) 「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政手続の処分を指す。</p> <p>(2) 「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的な事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。</p> <p>これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。</p> |
| 問い合わせ先：生活安全部風俗保安課保安係（043-201-0110） |
| 備 考： |